紫波町商工会報

商工会ニュースしわ 11月号

◇発行者　紫波町商工会長　橘　冨雄　　◇令和３年１１月２５日発行
◇〒０２８－３３０５岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏８５－４　◇ＴＥＬ０１９－６７２－２２４４　◇ＦＡＸ０１９－６７２－２３１６

年末調整個別相談のお知らせ

納期特例分の後期の源泉所得税は、１月２０日（木）が納期限ですので、忘れずに納付しましょう。
納付書は納付税額がない場合も、給与等の金額や延べ人数等を記載し税務署に提出しなければなりません。
商工会では青色申告会と共催で下記のとおり年末調整個別相談を行いますので、必要書類をご持参の上、お早めにご相談ください。

＜日　　時＞	＜会　　場＞
１月６日(木)～１９日(水)　9：00～16：00 （土日祝除く）	商工会

※必要書類
- ○令和３年７～１２月までの給料、所得税額、社会保険料額を記入した賃金台帳
- ○納税者番号が印字された納付書
- ○印鑑、たなばん
- ○事業主、従業員の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

※給与報告書や確定申告書等の書類に個人番号の記載が求められています。
商工会で皆様の個人番号を取り扱うにあたって、トラブル防止のため契約書を交わします。相談の際に印鑑を持参いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

紫波町経営臨時支援金について

紫波町経営臨時支援金は、紫波町で申請を開始した新たな支援金です。これは商工会で行っている「地域企業経営支援金（令和３年度予算事業）」とは別事業です。「地域企業経営支援金」の給付を受けた事業者も対象となります。予算の上限に達した場合、申請期限前であっても受付を終了いたしますので、ご留意ください。

・申請期間

令和３年１０月１１日～令和４年１月３１日

・申請対象者　（次の（１）～（４）に全て該当する者）

（１）対象業種（飲食業・卸売業・小売業・サービス業・運輸業）を営んでいること
（２）紫波町内で事業を行っていること
（３）中小企業者であること
（４）売上減少要件

令和３年４月から１２月の期間の売上（今期売上）について、いずれかの連続する３か月の売上の合計が前々年（平成３１年もしくは令和元年）同期と比較して２０％以上減少している方

・給付額

売上減少率によっていずれか該当する方
①３０％以上　　１０万円
②２０％以上３０％未満　　２５万円

・必要書類

紫波町役場のホームページにてご確認ください。

・提出先、問い合わせ先　紫波町ホームページ URL https://www.town.shiwa.iwate.jp/sangyo/kigyo/8955.html
〒028-3392　紫波町紫波中央駅前二丁目３番地１
TEL：019-672-2111
紫波町　産業部商工観光課

新年交賀会開催のお知らせ

商工会主催の新年交賀会を令和４年１月５日（水）午後３時からナックスホールにおいて開催します。今年はコロナ禍での開催となりますので例年のような懇親会を行わず、講師をお呼びして講演会を開催いたします。講師には通販 CM で話題の夢グループの石田社長と歌手の保科有里さんをお招きし、コロナ禍における経営戦略について講演を行います。

新年交賀会の案内は本会報に同封しておりますので、別紙にて申込ください。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。

１．日　時	令和４年１月５日（水）	午後３時～	新年交賀会
		午後４時～	新春講演会
２．会　場	ナックスホール		
３．講　師	株式会社夢グループ	代表取締役社長	石田 重廣 氏
		歌手	保科 有里 氏
４．会　費	3,000 円		
５．その他	1,000 円相当のお土産をご用意しております。		

SNS の始めかたセミナー

本会では「SNS の始めかたセミナー」を開催します。SNS とはどういったものか、どうやって登録して投稿するのか等、SNS をまだ始めていない方を対象に開催しますので、参加希望の方は同封の参加申込書で FAX にてお申込みいただくか、お電話でお申込みください。

１．日　時　　令和３年１２月１５日（水）午後２時～午後４時
２．場　所　　紫波町商工会館　３階研修室
３．講　師　　話の分かる IT 屋　ICONS　代表　小鯖　孝充　氏
４．参加費　　無料
５．定　員　　２０名（定員になり次第、締め切ります）

※詳しくは同封の申込書をご覧ください。

小規模事業者持続化補助金（一般型）のお知らせ

小規模事業者が将来のビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援する補助金の今年度第３回目の申請を受付けております。詳しくは商工会までご相談ください。

・補助率　　２/３（補助上限 50 万円）
・対象事業者　　小規模事業者　・卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）
　⇒常時使用する従業員の数５人以下
　・サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業、建設業その他
　⇒常時使用する従業員の数２０人以下
・補助対象経費　　①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費
　⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費
・応募期間　　受付締切:令和4年2月4日(令和3年度第3回目)
　個別相談会受付期間:令和3年12月1日(水)～令和4年1月21日(金)
　事業計画の作成に時間を要しますので、商工会にご相談の際はお早めにお願いいたします。